

VI その他の事業を実施する場合の区分経理

Q 23-1 定款にその他の事業を掲げているが、実際にはその他の事業を行っていない場合には、活動計算書はどのように作成するのですか？

A 特定非営利活動促進法第5条1項は、「特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業を行うことができる」と規定しています。さらに、同条2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と規定しています。

このため、法人が定款にその他の事業を掲げて、特定非営利活動に係る事業以外の事業を行っている場合には、『実務担当者のためのガイドライン』の記載例3にあるように、活動計算書をその他の事業の会計と特定非営利活動に係る事業に区分して表示しなければなりません。

しかしながら、定款には掲げていても、実際にはその他の事業を行っていなければ、その他の事業の金額はすべて0円になります。このような場合には、活動計算書にその他の事業の欄を設ける必要はないでしょう。

Q 23-2 その他の事業を実施している場合でも、貸借対照表は区分をしなくてもよいですか？

A NPO法人会計基準では、その他の事業を行っている場合には、活動計算書は区分して表示しますが、貸借対照表を区分して表示するかどうかは、法人の任意となっています。

その理由は、貸借対照表も区分するとなると実務的には相当複雑になり、財務諸表を作成するNPO法人にとって事務負担が増大するからです。また、間違った会計処理にもとづく区分や、恣意的な区分がなされた貸借対照表は、利用者にとってかえって分かりにくいものとなる可能性もあります。

その他の事業を実施している場合に、貸借対照表を区分表示するには、会計処理がどれくらい複雑になるかを、以下の設例でみてみましょう。

設例 消耗品費 50,000 円を現金で支払った。内訳は以下の通り。

(1) 特定非営利活動 35,000 円

(2) その他の事業 15,000 円

○貸借対照表を区分しない場合の会計処理

特定非営利活動：(借) 消耗品費 35,000 (貸) 現金預金 50,000

その他事業：(借) 消耗品費 15,000

○貸借対照表を区分する場合の会計処理

(50,000 円は特定非営利活動会計で支払い、後日、その他の事業会計と精算する方法)

・支払い時

《特定非営利活動会計》

(借) 消耗品費 35,000 (貸) 現金預金 50,000

(借) その他の事業会計 15,000

《その他の事業会計》

(借) 消耗品費 15,000 (貸) 特定非営利活動会計 15,000

・資金の清算時

《特定非営利活動会計》

(借) 現金預金 15,000 (貸) その他の事業会計 15,000

《その他の事業会計》

(借) 特定非営利活動会計 15,000 (貸) 現金預金 15,000

このように、貸借対照表を区分表示する場合には複雑な会計処理が必要になります。

Ⅶ NPO法人に特有の取引等

Q 24-1 寄付してもらった資産は公正な評価額で計上すると記載されていますが、公正な評価額とは具体的にどのようなものですか？

A 公正な評価額とは、公正な取引に基づいて成立した価額で、その資産を現金で購入すれば支払うであろう価額をいいます。

資産に応じて公正な評価額は、以下のようなものが想定されます。

- ① 什器備品・・・正常品については定価、中古品等については売却価額の見積りなどにより公正な評価額を算定します。新品の物については、市場での店頭価格などが参考になると思います。また、中古品についてはリサイクルショップやネットオークションでの取引価格も参考になるかもしれません。

NPO法人が支援者の方からパソコンの寄付を受けた場合の仕訳を示すと以下のようになります。公正な評価額は、市場での店頭価格の20万円とします。

(借) 什器備品	200,000	(貸) 什器備品受贈益	200,000
----------	---------	-------------	---------

- ② 棚卸資産・・・正常品については定価、処分品や型落ち品については処分予定価額や使用予定価額などにより公正な評価額を算定します。

アパレルメーカーから型落ちした衣料品の寄付を受け、それをバザーで販売し活動資金を獲得しているNPO法人を想定した場合の受入時の仕訳を示すと以下のようになります。公正な評価額は、売却予定価額の10万円とします。

(借) 棚卸資産	100,000	(貸) 衣料品受贈益	100,000
----------	---------	------------	---------

バザーで予定通り10万円で販売した際は以下のような仕訳になります。

(借) 現金	100,000	(貸) バザー売上	100,000
--------	---------	-----------	---------

(借) バザー売上原価	100,000	(貸) 棚卸資産	100,000
-------------	---------	----------	---------

- ③ 土地・・・近隣の売買実例価額、不動産鑑定士による鑑定評価額、地価公示法に基づく公示価格などにより公正な評価額を算定します。また固定資産税評価額はおおむね地価公示価格の70%を目安に設定されるので固定資産税評価額÷0.7という計算式で公正な評価額を求めることも考えられます。さらに国税庁から発表される路線価はおおむね地価公示価格の80%を目安に設定されます。従って路線価÷0.8により公正な評価額を算定するケースも想定されます。

- ④ 建物・・・近隣の売買実例価額、不動産鑑定士による鑑定評価額、固定資産税評価額から計算された価額、当該建物を新たに取得したと仮定した場合に支出する予想価額などにより公正な評価額を算定します。新築時の取得価額がわかればそこから

減価償却費相当額を差し引いたものを評価額としてもいいと思います。

なお、NPO法人を支援する税制として認定NPO法人制度があります。この制度は、国税庁から一定の条件を満たすと「認定」された「NPO法人」にさまざまな支援税制を提供するものです。その条件の一つにパブリックサポートテストがあり、これは全ての収入のうちに寄付金収入が占める割合が 20%以上かどうかを計るものです。20%以上であれば一般市民から支援されている度合いが高い＝公益性が高いと国税庁は判断します。その際の寄付金収入には金銭の寄付だけでなく、上述の現物寄付も含まれます。従って会計上現物寄付を認識したほうが「認定」を受けやすくなります。

Q 24-2 寄付してもらった棚卸資産を販売して対価を得た場合には、活動計算書にどのように表示したらよいですか？

A Q24-1 のアンサー②の例にもとづいて説明します。

棚卸資産の受入時の仕訳を示すと以下になります。

①（借）棚卸資産 100,000 （貸）衣料品受贈益 100,000

①の仕訳の衣料品受贈益の 100,000 円については、経常収益として「衣料品受贈益」として記載されます。この記載により、支援者に対して、現物寄付による資産受入れの事実をアピールできます。

その後、バザーでその商品を 10 万円で販売したとすると以下のような仕訳になります。

②（借）現金 100,000 （貸）バザー売上 100,000

③（借）バザー売上原価 100,000 （貸）棚卸資産 100,000

②の仕訳のバザー売上 100,000 円については、経常収益の事業収益のところに記載されます。また③の仕訳のバザー売上原価 100,000 円は、経常費用のその他経費に記載されます。

以上の仕訳の結果、活動計算書において次のように表示されます。

活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

(単位：円)

科目	金額		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××	×××	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	×××		
衣料品受贈益	①100,000	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		×××	
4. 事業収益			
バザー売上	②100,000	×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収入	×××	×××	
経常収益計			×××
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
バザー売上原価	③100,000		
.....	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		

Q 24-3 寄付してもらった棚卸資産を期末まで所有している場合には、活動計算書と貸借対照表にどのように表示したらよいですか？

A Q24-1 のアンサー②の例にもとづいて説明します。

寄付してもらった棚卸資産を期末まで所有しているということは、その資産を販売する前に決算期末が到来したことを意味します。このため、棚卸資産の受入時の仕訳をしたままの状態が続いている状態を活動計算書と貸借対照表において表示します。

したがって、活動計算書における表示は、経常収益として「衣料品受贈益」100,000 円に記載されたままの状態です。

また、貸借対照表における表示は、寄付してもらった棚卸資産が当該法人の手元にあることを示すために、資産の部における流動資産に「棚卸資産」100,000 円として表示します。

活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

(単位：円)

科目	金額		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××	×××	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	×××		
衣料品受贈益	100,000	×××	

貸借対照表

××年×月×日現在

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	×××		
.....	×××		
棚卸資産	100,000		
.....	×××		
流動資産合計		×××	

Q 25-1 無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計上の基本的な考え方を説明して下さい。

A NPO法人は、支援者等の好意で、無償又は著しく低い価格で土地・建物等の不動産やパソコン・車などの動産を使用しているなどといった「物的サービス」の提供を受けることがよくあります。

このように無償又は著しく低い価格で物的サービスを受けた場合も、パソコン・車などの現物寄付を受けた場合と同様、現金による受取寄付と変わらないので、金銭換算して財務諸表でも表現したい、という理由により、NPO法人会計基準では、それを可能とすることにしました。ただし、これは金銭換算して財務諸表で公表したいと望む団体の任意であり、望まない団体は、従来どおり、事業報告書で事実や恩恵等を表示するだけでかまいません。「本来的に金銭換算すべきでない」という団体の考えがある場合は、それを尊重するためと、集計や評価（換算用の単価の決定）に多くの作業が発生するためです。

無償又は著しく低い価格で提供された物的サービスを金銭換算して財務諸表で公表することを認める例は、これまであまり多くなく、それは、次のような問題点があるからです。

1. 提供を受けた事実、数量をどのように集計するか

サービスのため、個数だけでなく、面積や回数や期間（時間）などの集計が必要で、信頼性のある集計のための仕組みが必要になる。財務諸表の作成は、会計帳簿という集計システムを、その基盤として信頼性の確保を行っており（NPO法人会計基準第4項）、金銭換算して財務諸表で公表するためには、理論的には、会計帳簿と同じ程度に正確に集計することのできる仕組みが必要ということになる。

2. どのような単価を使って金銭に換算するか

単価は、その物的サービスの「公正な評価額」によることになるが、具体的にどのようなものを使えばよいのか。

この二つの点について、十分に慣行が成熟しているとはいえません。これらの点を考慮し、NPO法人会計基準では、二つのレベルを設定することにしています。

レベル1：財務諸表の注記だけに記載して、活動計算書には計上しない

レベル2：活動計算書に計上する

財務諸表での公表という意味では、レベル2の「活動計算書への計上」が一番分りやすいといえます。しかし、施設等受入評価益などの独立科目で表示するにしても、活動計算書の受取寄付金の一部に含まれるため、「受取寄付金の合計額のすべてが現金による寄付である」と、利用者に理解されたり統計で集計されたりする可能性が大

きくなります。従って、他のお金に結びついた科目の数字と同じレベルの信頼性が必要と考えられます。

一方、レベル1の「注記への記載だけで活動計算書には計上しない」場合は、こうした点からすると、レベル2に比較して、やや信頼性が低くてもよい、と考えられます。

こうした考え方に立って、NPO法人会計基準では、それぞれを可能とする信頼性の程度として、レベル1を「金額を合理的に算定できる場合」、レベル2は、それに加えて「金額を外部資料等により客観的に把握できる場合」という用語で表現しています。

以上を具体的に説明すると、次のようになります。

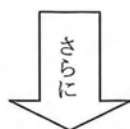
- ① 無償又は著しく低い価格で提供された物的サービスについては、特に会計上の処理や財務諸表への表示は行わない。



(※財務諸表への金銭的な表示は必要ないですが、事業報告書等にその事実や恩恵等を表示することが望ましいと言えます)

- ② 財務諸表への表示を行うことができる。

- ② - 1 【ステップ1】：その物的サービスの金額を「合理的に算定できる場合」



には、「財務諸表に注記」することができる。

(※注記するか、しないか、を選択できる)

- ② - 2 【ステップ2】：その物的サービスの金額を「客観的に把握できる場合」

には、注記をした上で「活動計算書に計上」することができる。

(※活動計算書に計上するか、しないか、を選択できる。もちろん、注記だけにすることも選択できる)

何らかの形で金銭換算して財務諸表でも公表したいと考える団体では、提供を受けた物的サービスの重要性和、金銭換算のための手間を勘案して、事業報告書に記載することに加えて、財務諸表に注記したり、活動計算書に計上することを検討されればよい、と思います。

なお、「合理的に算定できる場合」や「客観的に把握できる場合」の具体例は、Q26-3を参照してください。

また、財務諸表に注記する場合や活動計算書の計上する場合の具体例は、Q26-4やQ26-5を参照してください。

Q 26-1 ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計上の基本的な考え方を説明して下さい。

A NPO法人は、ボランティアによる無償や著しく低い価格での労力の提供に支えられている部分が非常に多く、これは営利企業などには見られない特色となっています。一方で、ボランティアの労力を金額評価しないことにより、NPO法人の真の活動規模が過小評価されているとの問題もかねてから指摘されています。つまり、営利企業などでは、事業の実施に必要な労力は金銭を支払って調達するのが一般的なので、人件費の金額が大きくなる傾向があるのに対して、NPO法人の場合には、ボランティアとして労力が提供されることも多いので、人件費の金額が低くなる傾向があることから、適正な財務比較ができないといった問題があります。

こうした問題点に対応しようという理由から、NPO法人会計基準では、ボランティアによる労力の提供を金銭換算して財務諸表でも公表することを可能にすることにしました。ただし、これは金銭換算して財務諸表で公表したいと望む団体の任意であり、望まない団体は、従来どおり、事業報告書で事実や恩恵等を表示するだけでかまいません。「本来的に金銭換算すべきでない」という団体の考えがある場合は、それを尊重するためと、集計や評価（換算用の単価の決定）に多くの作業が発生するためです。

弁護士などの専門的な技能を持つ人だけではなく、全てのボランティアによる労力の提供を金銭換算して財務諸表で公表することを認める例は、これまでほとんどなく、それは、次のような問題点があるからです。

ボランティアによる労力提供は、無償又は著しく低い価格での物的サービスの提供と基本的に同じなので、Q25-1で説明した、集計のための信頼できる仕組みと、金銭換算に使用する単価をどうするか、という問題があります。

さらに、団体によっては、なるべく多くのボランティアに参加してもらうことが、団体の活動そのものだったり、団体の活動を知ってもらうための方策だったりする場合があります。そのような場合は、「必要な労力を金銭を支払って調達する場合と同様に事業実施に必要なコストを把握したい」という財務諸表で公表する目的とは違います。こうした点から、NPO法人会計基準では、「活動の原価の算定に必要なボランティアを金銭換算して評価することができる」としています。

このように、ボランティアを金銭換算して財務諸表で公表するためには、原価算定目的への限定を含めて三つの条件が必要になります。しかし、これらについては、まだ、十分に慣行が成熟しているとはいえませんので、NPO法人会計基準では、物的サービスの提供と同様に、二つのレベルを設定することにしています。

レベル1：財務諸表の注記だけに記載して、活動計算書には計上しない

レベル2：活動計算書に計上する

二つのレベルの持つ意味や、それを可能とする信頼性の程度を、レベル1：「金額を合理的に算定できる場合」、レベル2：「金額を客観的に把握できる場合」という用語で表現しているところは物的サービスの提供と同じですが、三つ目の比較可能な原価算定という目的から、ボランティアの金銭換算によって原価が過大に計上されるような事態を防止する意味で、信頼性の確保の必要性は、より大きいといえます。また、「比較可能な原価の算定を行おう」という考えのない団体は、金銭換算を検討する必要はないことになります。

以上を具体的に説明すると、次のようになります。

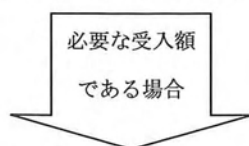
- ① ボランティアによる役務の提供については、特に会計上の処理や財務諸表への表示は行わない。



(※しかし、事業報告書等にボランティア参加の事実や恩恵等を表示することでより活動の様子を伝えることができます)

- ② 財務諸表への表示を行うことができる。

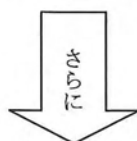
- ②-1 【ステップ1】：そのボランティアによる役務の提供が



「活動の原価の算定に必要な受入額である場合」か？



- ②-2 【ステップ2】：そのボランティアによる役務の提供の金額を「合理的に算定できる場合」には「財務諸表に注記」することができる。



(※注記するか、しないか、を選択できる)

- ②-3 【ステップ3】：そのボランティアによる役務の提供の金額を「客観的に把握できる場合」には、注記をした上で「活動計算書に計上」することができる。

(※活動計算書に計上するか、しないか、を選択できる。もちろん、注記だけにすることも選択できる)

なお、「活動の原価の算定に必要な受入額である場合」の具体例はQ26-2を、「合理的に算定できる場合」や「客観的に把握できる場合」の具体例は、Q26-3を参照してください。

また、ボランティアによる役務の提供の金額を財務諸表に注記する場合や活動計算書に計上する場合の具体例は、Q26-4やQ26-5を参照してください。

Q 26-2 ボランティアの受け入れについて、「活動の原価の算定に必要なボランティアによる役務の提供」とは具体的にどのようなケースですか？

A NPO法人会計基準では、ボランティアの受け入れを財務諸表に注記したり、あるいは活動計算書に計上する目的を、主に「必要な労力を金銭を支払って調達した場合、事業実施に必要となるコストを把握したい」ということにおいています。

したがって、「活動の原価の算定に必要なボランティア」とは、事業の実施に当たって、金銭を支払っても必要とされる範囲のボランティアの労力を指します。

そのため、ここでは対外的な事業や活動において従事しているボランティアを想定しており、単に組織内部の日常的な管理業務を行うためのボランティアについては、「活動の原価の算定に必要なボランティア」として、金銭換算した評価や財務諸表への計上を行うことは困難であると思われます。ただ、ボランティアの金銭換算による財務諸表での公表は、これまで、ほとんど例がなく、慣行も成熟していないので、今後の実際の事例の中で、引き続き検討してゆくことが必要だと考えています。

「活動の原価の算定に必要なボランティア」の具体的な事例として、

- 国際会議やイベントでの通訳ボランティア
- パソコン教室の講師ボランティア
- フリーペーパー発行のための取材・編集ボランティア
- 虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）、多重債務者に対する電話相談の受け手ボランティア
- 開発途上国で難民支援をするボランティア
- ホームページの作成・更新のためのITスキルを持ったボランティア

などが挙げられます。

「活動の原価の算定に必要なボランティア」と認識することが困難な事例として、

- 通常の日常管理業務に従事している無報酬の理事等
- 通常の日常管理業務の補助作業に従事するインターンシップの学生等
- 同様の事業を行っている営利企業の平均的な給与水準より低い給与支給額で従事している有給スタッフ等

などが挙げられます。

ただし、組織内部の日常的な管理業務であっても、専門性を有し、そのボランティアがいなければ、外部の専門的な知識や技術等を有する者に依頼しなければならないような場合は、「活動の原価の算定に必要なボランティア」として評価すること

も可能と思われます。

また、ボランティアの受け入れは、施設の有償提供の場合と異なり、ボランティアの自主性を尊重して多数のボランティアを受入れている場合、その活動が必要とする本来の労力を超えてボランティアのご協力をいただくことがあります。その場合に、その受け入れたボランティア全員の評価額を算定すると、活動の原価（コスト）が必要以上に大きくなってしまう恐れがあります。

そこで、活動の原価を算定するにあたって「必要な受入額」だけを金銭換算して公表することになっています。

「活動の原価を算定するにあたって必要な受入額」を算出換算するには、次のような具体例が考えられます。

《具体例 1》

通訳のボランティアを 10 名必要として募集したところ、15 名の方が応募されたので、その 15 名全員をボランティアとして受け入れ、5 名は補助的な業務や補完的な役割として従事してもらった場合、その活動の原価を算定するにあたって必要な受入額は 10 名分となり、5 名分は算定しません。

《具体例 2》

フリーペーパーの取材・編集作業を行うために、1 人当たり 40 時間程度の作業を行うボランティアを 5 名の 200 時間（5 名×40 時間）が必要と想定していたところ、8 名を採用し、1 人当たり 20 時間の作業を行った場合、活動の原価を算定するにあたって必要な受入額は 160 時間（8 名×20 時間）分となります。

《具体例 3》

ホームレス支援のために、3 台の電話を設置して、電話相談ボランティア 30 名が登録し、年間述べ 360 日、常に 3 名のボランティアが交代制で電話相談に対応した場合、活動の原価を算定するにあたって必要な受入額は 1,080 日（360 日×3 名）分となります。

Q 26-3 無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合やボランティアの受入れをした場合において、「合理的に算定できる場合」や「客観的に把握できる場合」とは具体的にどのような場合ですか？

A 「合理的に算定できる場合」や「客観的に把握できる場合」とは、無償による物的サービスやボランティアを金銭換算して財務諸表で公表する場合に、注記だけにするか、活動計算書に計上するか、に応じて必要とされる金銭評価の仕組みの信頼性の程度を示しています。信頼性の確保のためには、人数、時間数、面積などの集計の仕組みと、換算のための単価の決定という二つの要素が必要です。営利企業でも、不動産の交換や退職給付費用の算定など、短期的に金銭化されないケースでの金銭評価の困難さが議論されて来ており、これまで事例の少ない物的サービスの無償提供や、ボランティアの金銭評価については、今後の実際の事例の積み重ねの中で慣行が成熟していくものと考えられます。

「合理的に算定できる場合」（財務諸表に注記できる場合）とは、その金額の算定のために、信頼できる集計の仕組みと金銭換算のための単価の使用があることを言います。そのためには、ボランティアの従事時間や車両の走行距離、施設の利用時間等の適切な集計の単位を設定し、信頼性のある資料から、漏れなく（網羅性）、正しく（正確性）、責任のある者によって（正当性）集計される仕組みを作って運用することが必要です（これらの要件は、会計帳簿で必要とされているものと同じです）。また、適切な単価によって評価することも必要です。こうした金銭換算の「算定方法」も財務諸表に注記することになっています。

次のような具体的な事例が考えられます。

- 会議室を無償で借りた際に、使用した時間や広さを正確に記録し、過去において、同様な地域や規模や設備等の会議室を借りた際の1㎡当りの単価を参考にして決定した単価で金銭換算した。
- イベント時に、個人から車を無料で借りた際に、走行距離を記録し、所有者が経験上把握していた1キロ当りの維持費を参考にして算定した単価で金銭換算した。
- 事務所を無償で借りている場合に、使用している月数に、不動産屋の店頭で把握した近隣の類似の建物の1㎡当りの賃貸料金を参考にして決定した単価で金銭換算した。
- パソコンの得意な会員にホームページの作成を無料（ボランティア）で行ってもらった際に、他のNPO法人の同様な業務の委託料を参考にして算定した。
- 10名の通訳のボランティアの活動を、その時間数を記録し、過去の平均的な通訳料を参考に算定した単価で金銭換算した。

「客観的に把握できる場合」（活動計算書に計上できる場合）とは、「合理的に算定できる場合」の要件に加えて、計上されている金額を、外部資料等によって把握できることを意味しています。例えば、イベント会場の無償提供を受けた施設の部屋別の利用料金表が、その施設のホームページに掲載されており、無償提供された施設名と部屋名を財務諸表の注記に記載することによって、金銭換算した金額をインターネットで確認することができる場合などです。なお、単価については、この他、地域の最低賃金、専門家団体の料金表、派遣会社の業種別賃金、地域の賃金統計等が資料として使用できるでしょう。

次のような具体的な事例が考えられます。

- 会議室を無償で借りた際に、当会議室が一般に公開している料金表をもって算定した。
- イベント時に、レンタカー会社から車を無料で借りた際に、当レンタカー会社の料金表をもって算定した。
- 事務所を無償で借りている場合に、不動産管理会社が一般の入居予定者に提示している当該物件の賃貸料金をもって算定した。
- プログラマーにホームページの更新作業を無料（ボランティア）で行ってもらった際に、当プログラマーから過去に頂いた請求書の報酬単価をもって算定した。
- 10名の通訳のボランティアの活動を、外部の通訳派遣会社から頂いた経験年数等に応じた報酬表を参考にボランティアごとに算定した。

なお、上記の何れの会計処理を選択する場合においても、資料を継続的に記録・保管すると共に、経理担当者などだけが単独で判断せず、できるだけ複数の関係者で協議して算定することが望ましいと言えます。

Q 26-4 無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービスの受け入れやボランティアの受け入れに関する財務諸表の注記の方法について教えてください。

A 無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等を受け入れた場合やボランティアの受け入れをした場合で、それらを金銭換算して財務諸表で公表することを選択した場合は、重要な会計方針に「どのような会計処理をおこなったか」を記載するとともに、金銭換算した金額、その内訳（日数、時間数などの数量や換算に使用した単価など）、算定の方法、を記載します。内訳や算定方法などを記載する目的は、利用者に信頼性の程度を理解してもらうためです。

具体的には、以下のように考えます。

I. 無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等の受け入れやボランティアの受け入れをした場合で、その物的サービスやボランティアの評価額を「合理的に算定できる場合」には、「財務諸表に注記できる」ことになっています。
（注記することが強制されているわけではありません）

この場合の注記の記載例として、

1. 重要な会計方針

（省略）

（5）施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」として注記しています。

（6）ボランティアによる役務の提供の会計処理

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（省略）

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

内 訳	金 額	算定方法
〇〇会議室 の無償利用	××××円	近隣の類似の会議室の利用料金を参考にして算定しています。

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

内 訳	金 額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××× 円	単価は XX 地区の相談員の平均賃金を参考にして算定しています。

Ⅱ．無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等の受け入れやボランティアの受け入れの事実があったが、その事実について、会計上の処理をしないことを選択した場合には、原則として、財務諸表には何も注記する必要はありません。

Ⅲ．無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等の受け入れやボランティアの受け入れの事実があったが、その事実について、特に会計上の処理をしないことを選択した場合においても、それらの受入れの事実があったことを財務諸表に注記することは許容されるでしょう。

この場合の注記の記載例として、

1．重要な会計方針

(省略)

(5) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れはありましたが、そのサービスに関する会計上の処理は行わず、財務諸表の注記も活動計算書の計上もしていません。

(6) ボランティアによる役務の提供の会計処理

ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、財務諸表の注記も活動計算書の計上もしていません。

(省略)

Ⅳ．無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等の受け入れやボランティアの受け入れの事実が無かった場合や特にそれらの事実を会計処理上把握する必要性がないと判断した場合などには、原則として、財務諸表には何も注記する必要はありません。

Q 26-5 無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等を受け入れた場合やボランティアの受け入れをした場合で、活動計算書へ計上する場合はどのように表示したらよいですか？

A 無償又は著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等を受け入れた場合やボランティアの受け入れをした場合で、「客観的に把握することができる場合」には、財務諸表の注記に加えて、活動計算書へ計上することができます。（活動計算書に計上することが強制されているわけではありません。注記だけとすることもできます。）

活動計算書に計上することを選択した場合には、その会計方針や算定方法等を財務諸表に注記すると共に、活動計算書の経常収益の部に「施設等受入評価益」や「ボランティア受入評価益」、経常費用の部に「ボランティア評価費用」や「施設等評価費用」等の科目を設けて表示します。

I. 活動計算書に計上する場合の注記の記載例

1. 重要な会計方針

(省略)

(5) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また、計上額の算定方法は、「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(6) ボランティアによる役務の提供の会計処理

ボランティアによる役務の提供は、活動計算書に計上しています。また、計上額の算定方法は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」に記載しています。

(省略)

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

内 訳	金 額	算定方法
〇〇体育館 の無償利用	×××円	〇〇体育館の一般市民が利用する場合の利用料金表により算定しています。

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

内 訳	金 額	算定方法
弁護士1名 延べ■時間	×××円	〇〇弁護士事務所で公表されている一般的な法律相談の時間単価により算定しています。

II. 活動計算書の記載例

《活動計算書》

科目	金額		
I 経常収益			
1			
.	× × ×	× × ×	
2 受取寄付金			
.	× × ×		
施設等受入評価益	× ×		
ボランティア受入評価益	× ×	× × ×	
3		× × × ×	
経常収益計			× × × ×
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
.	× × ×		
ボランティア評価費用	× ×		
人件費計	× × ×		
(2) その他経費			
.	× × ×		
施設等評価費用	× ×		
その他経費計	× × ×		
事業費計		× × × ×	
2 管理費			
(1) 人件費			
.	× × ×		
人件費計	× × ×		
(2) その他経費			
.	× × ×		
その他経費計	× × ×		
管理費計		× × × ×	
経常費用計			× × × ×
当期経常増減額			× × ×
(以下省略)			

なお、「施設等受入評価益」と「施設等評価費用」、「ボランティア受入評価益」と「ボランティア評価費用」はそれぞれ同額を計上します。

Q 27-1 使途が制約された寄付金等について、制約が解除された場合とは具体的にどのような状況を意味するのでしょうか？

A 使途が制約された寄付金等には、明確な目的に使用されるべき目的の制約、将来の一定期間または特定日以後に解除される時間の制約、あるいは両者を含むものに区分されます。こうした使途の制約は、受け入れた資産の制約目的が達成されたとき、時間が経過したとき、あるいはその両者が達成されたときに解除されます。この制約解除についての情報は、NPO法人が現在の会計期間の活動のために、過去の会計期間で得られた資産の使途制限の範囲を示すために重要な項目となります。さらに、制約の解除を認識することは、その会計期間終了時における使途が制限された受入資産の内容を確認するためにも大変重要になります。

このため、使途が制約された寄付金等について、制約が解除された場合には注記の「使途が制約された寄付等の内訳」の当期減少額の欄に記載します。

具体的には、次のような状況を制約の解除として記載します。

(1) 寄付者等の意思で定められた使途等が完了した場合

① 地震被災者に支援物資を届けることを目的とする金銭の寄付

支援物資を購入した時ではなく、実際に被災者に届けた時に制約は解除されたと考えます。

② DVのシェルターとして使用するための土地及び建物の寄付

土地は、永久に制約の解除はありません。ただし、建物については、減価償却費に相当する金額は、使途に従って使用されたので、その部分の制約は解除されたと考えます。

③ 奨学基金として使用するための現金預金の寄付

預金利息を奨学金の給付とし、奨学基金は元本として永久に保持することが条件であれば、永久に制約の解除はありません。現預金を取り崩して奨学金の給付に充てることが条件であれば、給付した金額が制約の解除と考えます。

④ 事業に使う備品や車両等を購入する目的の金銭の寄付

購入した備品や車両等の取得価額のうち、減価償却費に相当する金額について、制約が解除されたと考えます。ただし、備品や車両等に使途が指定されている寄付金等の場合は、購入して事業のために使用を開始した時に、制約が解除されたとみなすこともできます。これは通常、備品や車両に対する耐用年数は短く、建物のように耐用年数にわたって減価償却のつど制約の解除と考える原則的な方法をあえて要求しないでも、結果的に利用者の判断を誤らせることはないであろうとの考えから、簡便な方法を認めたものです。

なお「備品又は車両等」となっていますので、「等」の中には何が入るの
だろうと思われるかもしれません。上記に述べたようにあくまで簡便法な
ので、その趣旨から考えて耐用年数が短く、金額的にも重要性が低いもの
に限定されるでしょう。

⑤ 5年間保有することを条件に贈与を受けた株式の寄付

5年間が経過したときに制約が解除されたと考えます。

(2) 制約が解除されていない資産が災害等により消失した場合

消失した部分は、寄付の目的を果たすことができなくなったので、消失し
た部分について制約が解除されます。

(3) 制約が解除されていない資産の時価が著しく下落した場合

時価のある資産の時価が著しく下落した場合には、寄付者の直接的な意図
でないにしろ、物理的な滅失と同様に考え、滅失した部分について制約が解
除されます。

なお、以上述べたことは制約の解除に関してのことですが、当然重要性の
原則が適用されますので、非常に重要性の乏しい寄付金等のすべてに上記の
方法を適用してほしいとしているわけではありません。ただ使途に制約のあ
る寄付金等に関しては、受入金額、減少額、次期繰越額を注記することとな
っていますので、重要性の判断（注記事項とするか否か）は、制約の解除の
時というより、最初の受入時点で行うことになります。重要性が乏しい場合
には、最初から使途に制約のある寄付金等として取扱う必要はありません。

Q 27-2 使途が制約された寄付金等について重要性が高い場合の会計処理について具体例をあげて説明してください。

A

《設例》地震被災者支援のための寄付金を以下のように受け入れた。

①寄付金の使途に関する制約	・ ・ ○○地震被災者を援助するために、援助物資を購入し、被災者のもとへ届ける。
②当年度受入寄付金の総額	・ ・ 5,000 万円
③援助用物資の購入	・ ・ 当年度 5,000 万円
④援助用物資の被災者への提供	・ ・ 当年度 2,000 万円、翌年度 3,000 万円

設例にもとづく仕訳を示せば、次のようになります。

① 寄付金の受入時

(借) 現金預金 5,000 万円 (貸) 受取寄付金〈指定〉 5,000 万円

「現金預金」を貸借対照表の流動資産に計上するとともに、「受取寄付金」を活動計算書の指定正味財産増減の部(増加)に計上します。

② 援助用物資 5,000 万円の購入時

(借) 被災者援助物資 5,000 万円 (貸) 現金預金 5,000 万円

「被災者援助物資」を貸借対照表の流動資産に計上するとともに、「現金預金」を貸借対照表の流動資産の減少とします。

③ 被災者へ援助物資 2,000 万円を届ける。

(借) 事業費：援助用消耗品費 2,000 万円

(貸) 被災者援助物資 2,000 万円

「援助用消耗品費」を活動計算書の一般正味財産増減の部(増加)に計上するとともに、「被災者援助物資」を貸借対照表の流動資産の減少とします。

④ 寄付者による制約の解除額を一般正味財産へ振替える。

(借) 一般正味財産への振替額〈指定〉 2,000 万円

(貸) 受取寄付金振替額〈一般〉 2,000 万円

「一般正味財産への振替額」を活動計算書の指定正味財産増減の部(減少)に計上するとともに、「受取寄付金振替額」を活動計算書の一般正味財産増減の部(増加)に計上します。

以上の仕訳にもとづく財務諸表の表示は、次のようになります。

活 動 計 算 書

××年×月×日から××年×月×日まで

一般正味財産増減の部	
I 経常収益	
受取寄付金振替額	2,000 万円
.....	
II 経常費用	
1 事業費	
援助用消耗品費	2,000 万円
.....	
指定正味財産増減の部	
受取寄付金	5,000 万円
.....	
一般正味財産への振替額	△2,000 万円

貸 借 対 照 表

××年×月×日現在

I 資産の部	
1 流動資産	
被災者援助物資	3,000 万円
.....	
II 負債の部	
.....	×××
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	3,000 万円
2 一般正味財産	×××

財務諸表の注記

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

1. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

内 容	金 額
経常収益への振替額 当年度の被災者支援に対する振替額 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2,000 万円 ×××
合 計	×××万円

2. 指定正味財産から一般正味財産への振替による事業別損益の状況は、次のとおりです。

科 目	A 事業	B 事業	災害援助事業	事業費計	管理費	合 計
一般正味財産増減の部						
Ⅰ 経常収益						
1.受取会費		200,000	20,000,000	20,200,000	1,300,000	1,300,000
2.受取寄付金						20,200,000
3.事業収益	2,500,000	1,900,000		4,400,000		4,400,000
4.その他収益					200,000	200,000
経常収益計	2,500,000	2,100,000	20,000,000	24,600,000	1,500,000	26,100,000
Ⅱ 経常費用						
1.人件費	1,650,000	2,000,000		3,650,000	600,000	4,250,000
2.その他経費	850,000	800,000	20,000,000	21,650,000	700,000	22,350,000
経常費用計	2,500,000	2,800,000	20,000,000	25,300,000	1,300,000	26,600,000
当期一般正味財産増減額	0	△ 700,000	0	△ 700,000	200,000	△ 500,000
前期繰越一般正味財産額	100,000	100,000	0	200,000	100,000	300,000
次期繰越一般正味財産額	100,000	△ 600,000	0	△ 500,000	300,000	△ 200,000
指定正味財産増減の部						
Ⅰ 受取寄付金			50,000,000	50,000,000		50,000,000
Ⅱ 一般正味財産への振替額			△20,000,000	△20,000,000		△20,000,000
当期指定正味財産増減額			30,000,000	30,000,000		30,000,000
前期繰越指定正味財産額						
次期繰越指定正味財産額			30,000,000	30,000,000		30,000,000
次期繰越正味財産額	100,000	△ 600,000	30,000,000	29,500,000	300,000	29,800,000

Q 27-3 特定資産とはなんですか？使途が制約された寄付金等で取得して期末まで保有しているものは特定資産になるのですか？

A 特定資産とは、特定の目的に使用するために保有している資産をいいます。特定の目的とは、単に法人の活動のためという幅広い目的ではなく、例えば、具体的な〇〇事業を行うために保有している資産であり、そのような資産であることを財務諸表を通じて表明することにもなります。

様式例の勘定科目の説明では以下のように取り扱っています。

勘定科目	科目の説明
1. 流動資産 〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。 目的を明示する。
2. 固定資産 (3) 投資その他の資産 〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。 目的を明示する。

では、特定資産をどのように定めたらよいのでしょうか。特定資産の定め方には、統一した基準はありませんので、それぞれのNPO法人が独自に規定すればよいと考えています。ただし、規定する場合に押さえておくべき点がありますので以下にまとめておきます。

特定の目的を持つ場合には、

- ① 外部の寄付者が寄付する時点で使途を制限することにより特定の目的を持つ場合や助成団体等の助成がそもそも特定目的となっており特定目的の資産として受入れる場合
- ② NPO法人自ら特定資産として指定する場合があります。

①の特定目的の資産を受入れる場合には、NPO法人が独自に決める余地はありません。他方、②の場合は、法人自らの意思に基づくものであり、NPO法人が独自に決める余地があるものです。

ご質問にある「使途が制約された寄付金等で取得して期末まで保有しているもの」は、受入れる時点で使用目的が特定されていますので、法人自らの特定資産にするか否かの判断の余地はなく、受入れる時点で特定資産になります。ただし、使途の制約が解除されれば特定資産に該当しなくなりますのでその点についてはご注意ください。使途指定解除につきましては、Q27-1で取り上げていますのでそちらをご参照ください。

なお、NPO法人会計基準の注解第21項では、使途が制約された寄付等の内訳の注

記の方法、また、注解第 22 項では、使途が制約された寄付等で重要性が高い場合の取扱いに関して規定しておりますので、使途が制約された寄付等の重要性の程度により注解第 21 項による注記となるか、注解第 22 項による会計処理となるかの違いがあります。

Q 28-1 未使用額の返還義務がある使途が制約された補助金等について、対象事業の途中で決算期末を迎えた場合の会計処理を、具体例を挙げて説明して下さい。

A 助成金や補助金には、対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されているものが多くあります。このような補助金等について、実施期間と NPO 法人の会計期間が異なるため実施期間中に決算期末が到来し、決算期末時点では、先に受取った補助金等のすべてを使い切っていない場合があります。このような場合には、受取った補助金等のうち、事業年度末に使用していない部分については、当期の収益にせず「前受助成金」「前受補助金」など、負債に計上します。

以下、具体例を示します。

<具体例>

〇〇助成財団から、××事業を×年4月1日から×1年3月31日の期間で実施すること目的として助成金1,000万円の交付を受けました。当該助成金は、未使用額については返還義務が課されています。なお、助成金は×年4月に全額入金されました。

助成金を受入れたNPO法人の決算期末は12月です。事業の実施は×年12月31日の段階では、当該事業に係る費用600万円を計上しています。

<×年の会計処理>

助成金入金時

(借) 現金預金 10,000,000 (貸) 受取助成金 10,000,000

期中処理

(借) ××事業費 (具体的には、該当する勘定科目) 6,000,000
(貸) 現金預金 6,000,000

期末処理

(借) 受取助成金 4,000,000 (貸) 前受助成金 4,000,000

<解説>

以上の処理の結果、活動計算書(×年1月1日から×年12月31日)では、受取助成金600万円、事業費用600万円が計上され、使途等が特定された寄付金等として注記の対象となります。一方未使用額400万円は「前受助成金」として負債に計上されます。

なお、翌期には事業が終了しますから、活動計算書(×1年1月1日から×1年12月31日)では、受取助成金400万円、事業費用400万円が計上され、使途等が特定された寄付金等として注記の対象となります。

<×年の注記例>

6. 使途が制約された寄付等の内訳

使途が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は〇〇円ですが、そのうち使途が制約された財産はありません。

(単位：円)

内容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備考
〇〇助成団体 助成金	0	6,000,000	6,000,000	0	××事業用として交付を受けた助成金 1,000 万円のうち、未使用で返還義務のある 400 万円は前受助成金として負債に計上しています。

<注記の解説>

この注記の「当期受入額」には、実際に入金した助成金の額ではなく、あくまでも当期に計上した受取助成金の額（収益計上額）を記載し、助成事業の実施済みの費用の額を「当期減少額」に記載します。この「当期受入額」と「当期減少額」は同額となるので「次期繰越額」は0となります。これは、事業未実施相当額は、貸借対照表の負債（前受助成金）に計上されるため期末正味財産には含まれておらず、従って「次期繰越額」にも記載されないことを意味しています。補助金等に返還義務がない場合は、全額が受取助成金として収益に計上され、事業を実施していない未使用額が期末正味財産に含まれるため、注記にその金額を記載し、「次期繰越額」にも記載することになります。ただ、こうした収益計上額以外に、助成金等の総額や、決算期末での未使用額も一緒に見ることができる方がわかりやすいので、こうした情報を注記の「備考」欄に記載することが望ましいとしています。

<×1年の会計処理>

(借) 前受助成金 4,000,000 (貸) 受取助成金 4,000,000

<×1年の注記例>

6. 使途が制約された寄付等の内訳

使途が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は〇〇円ですが、そのうち使途が制約された財産はありません。

(単位：円)

内容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備考
〇〇助成団体 助成金	0	4,000,000	4,000,000	0	××事業として前期に交付を受けた助成金 1,000 万円のうち、前期未使用で返還義務のあった 400 万円は前期に前受助成金として負債計上していましたが、当期に事業の実施に伴い受取助成金として計上しています。

Q 29-1 後払いの補助金等（補助金等の交付が対象事業終了後となるもの）の会計処理について、具体例を挙げて説明して下さい

A 補助金等については、交付決定がされていても、事業が先に実施され、補助金等の交付は決算期をまたいで、翌期に交付される場合があります。このような、後払いの補助金等で、まだ入金されていない補助金等についても、対象事業の実施に伴って当期に計上した費用に対応する金額を、未収補助金等として、今期の収益に計上します。

以下、具体例を示します。

<具体例>（この例は、助成金が後払いであること以外は、Q28-1と同じです）

〇〇助成財団から、××事業を×年10月1日から×1年3月31日の期間で実施すること目的として助成金1,000万円の交付が決定しました。なお、実際の助成金の交付は事業終了後に行われます。

事業を行うNPO法人の決算期末は12月です。×年12月31日の段階では、当該事業に係る費用600万円を計上しています。

<×年の会計処理>

この場合には、事業年度末で以下の仕訳を行います。

（借）未収助成金 6,000,000 （貸）受取助成金 6,000,000

<解説>

活動計算書（×年1月1日から×年12月31日）では、受取助成金600万円、事業の費用600万円が計上され、使途等が特定された寄付金等として注記の対象となります。

一方、貸借対照表には未収助成金600万円が計上されます。なお、翌期に事業が予定通り終了するとして、活動計算書（×1年1月1日から×1年12月31日）では、受取助成金400万円、事業の費用400万円が計上され、使途等が特定された寄付金等として注記の対象となります。

<×年の注記例>

6. 使途が制約された寄付等の内訳

使途が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は〇〇円ですが、そのうち使途が制約された財産はありません。

(単位：円)

内容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備考
〇〇助成団体 助成金	0	6,000,000	6,000,000	0	××事業として当期に交付の決定を受けた助成金1,000万円は、次期に入金予定です。 但し、このうち600万円は当期に事業実施済みのため当期の未収助成金として計上しています。

<×1年の入金時の会計処理>

(借) 現金預金 10,000,000 (貸) 受取助成金 10,000,000

(借) 受取助成金 6,000,000 (貸) 未収助成金 6,000,000

→ ×年において既に計上分との相殺

<×1年の注記例>

6. 使途が制約された寄付等の内訳

使途が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は〇〇円ですが、そのうち使途が制約された財産はありません。

(単位：円)

内容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備考
〇〇助成団体 助成金	0	4,000,000	4,000,000	0	××事業として前期に交付の決定を受けた助成金1,000万円は、当期に全額入金されました。 うち、600万円は既に前期において受取助成金として計上済みであり、残り400万円は当期において事業実施に伴い当期の受取助成金として計上しています。

VIII 財務諸表の注記

Q 31-1 役員及びその近親者との取引を注記するのは何故ですか？金額にかかわらずすべて注記するのですか？

A このNPO法人会計基準はNPO法人の信頼性を高めるため、利害関係者に対し真実な会計情報を伝達することを理念としています。NPO法人に限らず、役員やその近親者あるいは役員の関係会社等を通じて、社会的信頼を損なうような取引が行われる恐れは往々にしてあります。そのため役員及び近親者との取引の透明性を確保し、不公正なお金の流れがないかどうかを利害関係者がチェックできる仕組みを担保しようと考えました。

なお多くのNPO法人はミッション達成のため、日々たゆまぬ努力を続けていらっしゃるわけですから、不正など起こるはずもなくこのような注記は不要と考えられるかもしれませんが、事実を示すことによって信頼性を確保するという情報開示の基本的考え方に基づき、NPO法人と役員及びその近親者との間の取引は原則として注記を要することにしました。NPO法人と役員及びその近親者との間にまったく取引がない場合や金額的重要性が低い場合には注記の必要はありません。

1. 役員及びその近親者の範囲

- ①役員（役員に準ずる相談役、顧問等で役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者を含む。以下同じ。）
- ②その近親者（2親等内の血族、配偶者並びに2親等内の姻族とする。以下同じ。）
- ③役員及びその近親者が支配している法人（役員及びその近親者が支配するという場合の支配は、理事会や総会など機関意思の決定権を有する場合を意味しています。具体的にはNPO法人の役員及びその近親者のグループで社員総会の議決権の過半数を占めている場合や、NPO法人の役員及びその近親者が他の法人の代表取締役、代表理事など務める場合の当該他の法人が該当します。以下同じ。）

2. 金額的重要性の判断の目安について

重要性が乏しいとして注記する必要がないのは、活動計算書に属する取引の場合は100万円以下、貸借対照表に属する取引については、発生金額及び残高が100万円以下の取引は金額的重要性が低いものと考えています。この100万円という金額は、一つ一つの取引金額ではなく、役員ごとに、かつ勘定科目ごとに、年間の合計金額で考えます。また貸借対照表に属する取引、つまり固定資産の購入や借入取引などは、「発生金額及び残高」で考えますから、仮に残高が100万円以下であっても、発生金額が100万円を超えていたら注記が必要なので注意してください。

事例①

NPO法人Xは役員であるA氏が代表取締役を勤める株式会社Yに対し、WEBサイトのメンテナンス料として、1ヶ月10万円、年間1,200,000円の支払いをしています。業務委託費の総額は1,500,000円です。

＜判定方法＞ $100,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = 1,200,000 \text{ 円} > 1,000,000 \text{ 円}$

∴注記するのが相当です。このような場合は次のような注記となります。

財務諸表の注記

○役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のようになっています。

(単位：円)

科目	財務諸表に計上された 金額	左の内役員及び近親者等 の取引
(活動計算書) 業務委託費	1,500,000	1,200,000

事例②

NPO法人Xは、役員B氏から当事業年度に90万円の借入をして、そのまま期末残高として同額が残っています。

＜判定方法＞ $900,000 \text{ 円} < 1,000,000 \text{ 円}$ です。このような場合は注記の必要はありません。

事例③

NPO法人Xは、役員C氏から中古の車両を120万円で譲り受け、期末に減価償却を行って80万円が帳簿価額として貸借対照表に記載されています。車両運搬具の総額は2,000,000円です。

＜判定方法＞ 発生金額 1,200,000円 > 1,000,000円

残高 800,000円 < 1,000,000円

∴発生金額もしくは残高のどちらかが100万円を超えているので、注記するのが相当です。このような場合は次のような注記となります。表の下部に注書きをしています、この記載は任意です。

財務諸表の注記

○役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のようになっています。

(単位：円)

科目	財務諸表に計上された 金額	左の内役員及び近親者等の 取引
(貸借対照表) 車両運搬具	2,000,000	800,000

＊上記車両運搬具は、当事業年度に役員より1,200,000円で譲り受け、その後減価償却を行った結果貸借対照表計上額が800,000円となったものです。

3. 注記を要しない役員取引

なお注解第24項において役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支給については注記を要しないとされていることに留意してください。

Q & A作成者・監修者一覧

(五十音順、敬称略、◎：監修者)

	五百竹	宏明
◎	岩永	清滋
	戎井	重樹
◎	江田	寛
	大久保	朝江
	岡田	純
◎	岡村	勝義
◎	加藤	俊也
	白石	京子
	鈴木	智子
	瀧谷	和隆
	田村	ちひろ
	寺内	正幸
	中尾	さゆり
	中村	元彦
◎	橋本	俊也
	馬場	利明
	平塚	綾子
	深谷	豊
	福田	哲也
	水口	剛
	矢崎	芽生
◎	脇坂	誠也

以上 23 名

ご支援いただきました皆様

以下、五十音順、敬称略

【ご寄付いただきました個人の皆様】

栗飯原 一雄	漆原 直子	小島 琢夫	辻井 完次	古山 郁
相宮 佳子	江藤 広子	古寺 瑞代	辻村 祥造	芳賀 マサ子
青木 智弘	遠藤 寿子	後藤 武	津田 和泉	堀井 聰美
赤澤 清孝	逢坂 浩二	坂田 啓一	富沢 泰夫	益尾 博子
赤塚 和俊	大澤 龍	佐藤 聖	中尾 さゆり	益永 律子
赤塚 輝久代	太田 房子	嶋田 繁	長尾 祐子	松浦 光恵
赤塚 さやか	大谷 強	白石 京子	中戸 亮介	松元 尚子
赤塚 寛子	岡田 州代	信太 貢	長野 明	丸岡 真吾
赤塚 昌俊	岡田 純	末吉 祥子	中村 元彦	三浦 繁
秋岡 安	岡村 勝義	菅井 明則	永山 由美好	水谷 綾
飯高 のゆり	小川 浩彰	菅原 敏夫	野島 廣一郎	三好 直樹
五百竹 宏明	小野田 勝洋	杉野 泰雄	野村 諒子	守屋 澄子
池本 桂子	折原 一雄	鈴木 智子	柱山 歩	矢崎 芽生
石井 宏明	各務 克郎	鈴木 秀一	畑野 洋一郎	安岡 大作
石川 忍	加藤 志保	高増 泰子	羽田野 了策	矢永 由里子
石川 みのり	加藤 達郎	高松 知文	服部 直明	山内 直人
石黒 敏夫	川崎 清廣	高村 和雄	馬場 利明	山岡 義典
石田 通野	岸本 幸子	滝口 由美子	早坂 毅	山中 昌弘
板倉 幸子	橘高 千秋	竹内 知如	林 泰義	横田 能洋
板倉 寛守	木村 真樹	竜野 啓子	原 美智子	吉田 光
稲見 繁實	國方 幸生	田中 明人	半田 晶子	吉永 鴻一
今田 忠	栗田 眞紀	田中 敬文	兵頭 和花子	米倉 伸子
井本 義則	黒崎 八重子	田中 皓	平塚 綾子	渡部 朋子
上野 さとし	黒田 かをり	田村 ちひろ	深谷 豊	渡辺 光子
上原 優子	郡司 真弓	千島 美江子	藤田 暁男	渡辺 隆一
内田 久江	小坂 順一	津上 毅一	古川 明郎	

他、匿名希望 12名

【ご寄付いただきました団体】

あきたパートナーシップ
アビリティクラブたすけあい ACT
茨城NPOセンター・コモンズ
河川環境基金
こどもコミュニティケア
子どものいのちを守る会
志民連いちのみや
青少年育成支援フォーラム
税理士による公益活動サポートセンター
全国公益法人協会
せんだい・みやぎNPOセンター
ちば市民活動・市民事業サポートクラブ

ディーピーアイ日本会議
寺子屋方丈舎
難民を助ける会
日本脳外傷友の会
庭野平和財団
ぬくもり福祉会たんぽぽ
浜松NPOネットワークセンター
町田発・ゼロ・ウェイストの会
緑と水の連絡会議
杜の伝言板ゆるる
遺言・成年後見普及センター長野

他、匿名希望 2団体

【助成】

公益財団法人キリン福祉財団
財団法人損保ジャパン記念財団
全国公益法人協会
武田薬品工業株式会社
中央労働金庫
社会福祉法人東京都共同募金会
公益財団法人トヨタ財団
ボーイング社
公益財団法人三菱財団
郵便事業株式会社
社会福祉法人読売光と愛の事業団

【後援】

公益財団法人助成財団センター

【協賛】

株式会社ぎょうせい
公益財団法人公益法人協会
株式会社サクセス
西武信用金庫
ソリマチ株式会社
武田薬品工業株式会社
日本通信紙株式会社
パルシステム生活協同組合連合会セカンドリーグ支援室
ファイザー株式会社
株式会社ミロク情報サービス
弥生株式会社

NPO法人会計基準を策定するにあたりましては、27名の策定委員・42名の専門委員の方には、全員ボランティアで関わっていただきました。

また、所轄庁・助成機関・会計ソフトメーカー・NPO・専門家・学者・学生の方々など524名の方々に、オブザーバーとして議論にご参加いただきました。

全国各地での説明会や学習会の開催、パブリックコメント募集等に際しましては、実に多くのみなさまに、ご参加、ご協力、ご支援いただきました。

ここに深く感謝申し上げます。

2010年7月20日

NPO法人会計基準協議会

NPO法人会計基準策定プロジェクト最終報告

発行日 : 2010年7月20日

著 者 : NPO法人会計基準協議会

連絡先 : NPO法人会計基準協議会事務局

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル903

TEL : 03-5292-5471 FAX : 03-5292-5472

E-mail : npoweb@abelia.ocn.ne.jp

URL : <http://npokaikei.blog63.fc2.com/>

(NPO法人会計基準策定プロジェクトブログ)

